

野田市告示第58号

野田市木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金交付規則（平成20年野田市規則第27号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、令和6年4月1日から施行する。

- 1 野田市木造住宅耐震診断費（耐震改修工事費）補助金交付申請書
- 2 野田市木造住宅耐震診断費（耐震改修工事費）補助金交付決定（却下）通知書
- 3 野田市木造住宅耐震診断費（耐震改修工事費）補助金変更承認（不承認）通知書
- 4 野田市木造住宅耐震診断費（耐震改修工事費）補助金に関する委任状

令和6年3月26日

野田市長 鈴木 有

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市木造住宅 耐震診断費 補助金交付申請書
耐震改修工事費

野田市木造住宅 耐震診断費 補助金の交付を受けたいので、野田市
耐震改修工事費 木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金交付規則第5条の規定により、次
のとおり関係書類を添付して申請します。

交 付 申 請 額	金 円
木造住宅の所在地	
耐 震 診 断 法	一 般 診 断 法 精 密 診 断 法
建築士の氏名等 (診断・設計・ 工事監理) いずれかに○	(氏名) (資格) 建築士 登録第 号 (事務所の名称) 建築士事務所 知事登録第 号
建築士の氏名等 (診断・設計・ 工事監理) いずれかに○	(氏名) (資格) 建築士 登録第 号 (事務所の名称) 建築士事務所 知事登録第 号

野田市木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金の交付の要件又は申請者の区分の審査を受けるに当たり、野田市保有の公簿等により市の職員が確認することに同意します。

申請者氏名 (印)

注 同意があり公簿等により確認ができるときは、申請者の交付の要件又は区分を証する書類の提出を省略することができます。

(裏面に続く)

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 木造住宅に係る登記事項証明書その他の木造住宅の所有者及び建築時期を証する書類<input type="checkbox"/> 木造住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事又は耐震改修工事監理の実施に要する費用の見積書の写し<input type="checkbox"/> 耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事監理を行う建築士の免許の写し<input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書<input type="checkbox"/> 耐震改修計画書<input type="checkbox"/> 耐震補強工事図面<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
---------	---

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市木造住宅 耐震診断費 補助金交付決定(却下)通知書
耐震改修工事費

年 月 日付けで申請のありました野田市木造住宅

耐震診断費 補助金については、次のとおり決定したので、野田市木造住宅耐震改修工事費 補助金交付規則第6条の規定により通知します。

1 木造住宅の所在地

2 決定事項 交 付 不 交 付

3 交付決定額 金 円

4 交付の条件

5 不交付の理由

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市木造住宅 耐震診断費 補助金変更承認(不承認)通知書
耐震改修工事費

年 月 日付けで申請のありました野田市木造住宅

耐震診断費 補助金の変更交付申請については、次のとおり決定したの
耐震改修工事費
で、野田市木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金交付規則第8条第2項
の規定により通知します。

1 木造住宅の所在地

2 決 定 事 項 承 認 不 承 認

3 変更後の交付決定額 金 円

4 交 付 の 条 件

5 不 承 認 の 理 由

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
委任者 氏 名 ㊟
電話番号

野田市木造住宅 耐震診断費 補助金に関する委任状
耐震改修工事費

野田市木造住宅 耐震診断費 補助金について、次のとおり委任します。
耐震改修工事費

1 野田市木造住宅 耐震診断費 補助金交付決定通知書（野田市木造
耐震改修工事費 住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金交付規則第8条第2項の決定を受け
た者にあつては、野田市木造住宅 耐震診断費 補助金変更承認通知書）
耐震改修工事費
に記載された文書記号番号及び年月日

文書記号番号	第 号	年月日	年 月 日
--------	-----	-----	-------

2 委任をする事業 耐震診断 設計 工事監理 工事

3 委任をする請負者

所在地又は住所	
名称及び代表者 の氏名又は氏名	

4 委任事項

市長に対して上記の補助金に係る事業の報告（必要な書類の提出を含む。）をすること。

市長に対して上記の補助金の請求をすること。

市長から上記の補助金の交付を受けること。